

一般社団法人長野市薬剤師会会員規程

平成 25 年 3 月 22 日制定

平成 25 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 6 月 19 日一部改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人長野市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 5 条及び第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき、本会の会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の構成)

第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条の規定に基づき正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とする。

第 2 章 入会等手続

(入会基準及び手続)

第 3 条 本会の正会員又は賛助会員並びに特別会員として入会しようとする者は、別紙「第 1 号様式」の入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び当該年度の会費を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、別表の資格基準により、入会の可否を決定し申込者に別紙「第 2 号様式」により通知する。

3 名誉会員については、予め本人の意向を確認の上、理事会で推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 4 条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。(別紙「第 3 号様式」)

2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。

(会費)

第 5 条 会費の金額及び納期、並びに会費滞納に対する催告等に関する細則は、本会定款第 7 条により総会において別に定める「会費規程」による。

(退会事由及び手続)

第 6 条 会員は、定款第 8 条の規定に基づき、退会届（別紙「第 4 号様式」）を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第 10 条の定めにより、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納した本会会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することは

できないものとする。

(再入会)

第7条 前条第2項により退会した者の再入会申込みに対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

第3章 正会員

(種別)

第8条 定款第5条に定める正会員の種別は、次のとおりとする。

1 A会員とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上、薬局等（薬局、製造業の製造所、製造販売業の事業所、医薬品の販売業の店舗）を管理する者をいう。

A会員中、薬局及び医薬品の販売業（ただし、卸売販売業を除く。）に従事する管理薬剤師は、A-1会費を負担し、その他のA会員はA-2会費を負担する。

2 B会員とは、A会員以外の者をいう。

第4章 賛助会員

(種別)

第9条 定款第5条に定める賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- 1 薬局経営者
- 2 薬剤師以外の薬品の製造業及び卸売業等の関係者
- 3 医薬品販売業に従事する者
- 4 その他希望する個人及び団体

第5章 特別会員

(種別)

第10条 定款第5条に定める特別会員の種別は、次のとおりとする。

- 1 薬科大学、薬学部の薬剤師養成大学、大学院等の教育課程の在籍者
- 2 薬剤師になる資格のある者

第6章 名誉会員

(名誉会員)

第11条 名誉会員は、定款第5条に基づき、本会及び本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(処遇)

第12条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

「別表」資格基準

会員名称	資 格 基 準
正 会 員	① 薬剤師の免許を取得していること。 ② 長野県薬剤師会及び日本薬剤師会の正会員となる者
賛助会員	① 薬剤師以外の者であって、本会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するため入会を希望する個人及び企業・団体
特別会員	① 薬剤師以外の者であって、正会員、賛助会員以外の個人で、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有し、本会の目的、事業に賛同するため入会を希望する者。
名誉会員	① 薬学又は薬業の進歩発達に特に顕著な功労があった者のうちから、理事会で名誉会員とすることを決議した者。